

知 能 の 診 断

(中)

村 山 貞 雄

6 生活行動の観察

教育相談で、知能指数が百五十以上の幼児にであうことがまれにあるが、これらの子どもは、みるからにしっかりしたかしこそうな顔をしていることが多い。しかし、よく注意してみると、顔というよりも、室に入ってきたときの一瞬の目のくばり、坐ったときの一瞬の身体のこなしというようなものに、かじこさがにじみ出ているといえる。これに反して、粘液性白痴は、行動がにぶくて、おちつきがない。

このように、子どもの一瞬の身のこなしにも知能診断の資料が得られるものである。

さらに、日常生活はいろいろな問題解決の連続であるので、幼児が問題を解決する態度を注意ぶかく観察することによって、知能の診断をかなり正しくおこなうことができる。

実際に、大部分の両親と教師は幼児の知能を、日常生活にあらわれる幼児の行動から判断して、その結果を利用している。

母親が幼児の日常生活から知能を判断するために使ったおもな内容を調査したところ、つぎのようなものがあつた。

- 一、ものごとをよく記憶しているかどうか
 - 二、絵本をみるのが好きかどうか。また読んでくれとよくいうかどうか。
 - 三、知識欲が強いのか。こちらがいうことを一生懸命におぼえようとするかどうか。
 - 四、ものごとをやりかけたり、何か言いかけたるとき、途中であやまっていることに気がつくか。そして、まちがった部分を正しくやり直したり、言い直したりするか。
 - 五、写真の中の人物を早くあてるかどうか
 - 六、おもちゃなどをならべるとき、さかさまにならべたりしなかったかどうか。
 - 七、AかBかというようなきき方をすると無意識にBと答えるか、またはどちらか考えて答えるか。
 - 八、習ったことに応用がきくかどうか。
 - 九、近所の子どもとよく遊ぶかどうか。
 - 十、よく気がつくかどうか。
 - 十一、ごく小さいとき、よく真似をしたかどうか。
 - 十二、おちついていっているかどうか。
 - 十三、動作が要領を得ているかどうか。
- このように、幼児の日常のいろいろの内容

を観察することによって、知能程度を五段階か六段階に診断することができる。

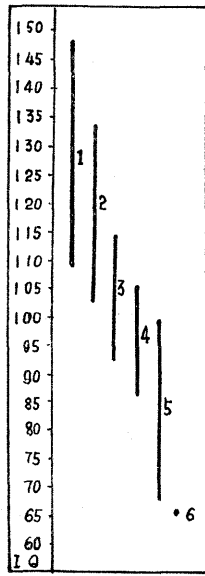
診断の内容は、大体つぎの言葉にまとめられるであろう。

一、知能が非常に高い、二、知能が高いほうである、三、普通の知能である、四、知能が低いほうである、五、知能が非常に低い、六、知能が薄弱である。

いま、この六つの分類にしたがって、幼稚園二つと保育所の七十人の幼児（ただしひとり子のみ）について、母親の観察結果と知能指数をくらべてみたところ、つぎのようであった。（この調査における母親の二十四％が専門以上率、五十六％が女学校卒、二十％が小学卒）

知能段階	人数	知能指数
一 知能が非常に高い	5	146
二 知能が高いほうである	19	134
三 普通の知能である	17	115
四 知能が低いほうである	12	105
五 知能が非常に低い	7	98
六 知能が薄弱である	1	67
七 七よく分らない	9	64

この表でわかるように、約一割あまりは、「よく分らない」といっており、解答したもので、つぎの図でみられように、重複しているところがあり、その信頼の程度は高くない。しかし、一段階とんで誤った診断（知能検査の結果を正しいとしたばあいの誤った診断）をした者は八名にすぎない。また、各段階を知能指数百三十、百十五、九十、六十五で五段階（最後二段階をひっつけて）に区切ると、段階の外に診断した母親は十九名（三十一％）であった。



以上の結果、過半数の母親は、すでに子どもを育てた経験がないばあいでも、子どもの生活行動を観察した結果、六段階か五段階程度であれば知能を診断することが可能であることがわかる。

しかし、小数ではあるが、観察結果だけでは大きなまちがいを生じることがある。愛育研究所で筆者が体験した例を示すと、つぎのようなものがある。

△家庭における父親の誤診の例

東京都江戸川区の深沢晴光（満五歳六か月）は、親父につれられ、教養相談にやってきた。

知能検査をした結果、晴光の知能指数が約七十であることを父親に告げ、約七十以下を精神薄弱児ということを教えた。ところが、

父親は、晴光はしつけの相談でここにつれた来たのであって、晴光の日常の行動からみて、その知能は普通（むしろ普通以上）だと思っていたと語り、もし晴光がそれなら、彼といつでも遊んでいる同じぐらいの年齢の近所の子（六人ほどいる）は皆精神薄弱児にちがいないことになる、すなわち晴光と近所の子どもが遊んでいるところをみるのに、彼が一番かしこそうか二番目ぐらいであるから、一回遊んでいるところをみに来てほしいということであった。（昭和二十六年）

年)

B 家庭における母親の誤診の例

陳氏の子どもは二人兄弟である。母親が弟の広雄(生活年齢四歳八か月)をつれて教育相談に来たので、知能検査をした結果、知能年齢五歳〇か月で、知能指数百七であった。

このことを母親に告げたところ、母親(兵庫県立第二高女卒)は、意外の顔をし、この子は、日常の生活からみて、兄よりも知能が大分高いと思っていたのに、このような知能検査の結果がでたのは不審であるという。そこで昨年教育相談にやって来た兄正雄(現在満六歳十か月で、東京都内の某私立小学校一年生に在学)の幼児期に來所したときのカルテをしらべたところ、知能指数が百二十九であった。

母親に、弟のほうが高いと思った理由をたずねたところ、日常の態度をみるに、ものごとをよく観察するという理由をあげていた。

(昭和三十一年)

C 両親の誤診の例

丸田礼夫(三歳六か月十五日)の父親は東京大学を出ており、母親は都立高女を出ている。礼夫は、始歩期は一歳七か月で、始語期

は普通(一歳三か月)であるが、定首期は、頭がとて大きかったために普通より少しおくれた。(母親の記憶による。)

両親は、礼夫を千代田区の番町幼稚園に留就園させたく思つて來所したのであるが、筆者がその子を一見するや、眼より上部が小さく、一見おとなのような顔をしており、小頭症のうたがいがあつた。頭部は横にやや広いが、うしろ頭は絶壁をなしてうすく、指の先は扁平で指紋が非常にうすかつた。知能検査(愛育会式)の結果は、発達年齢一歳十か月八日で、発達指数五十五であつた。

両親に知能指数を告げ、礼夫の知能がひどいことを話したが、母親はどこまでも礼夫の知能が高いと思つており、父親は約三十分にあたる相談の最後のほうでやっと気がつきかけたようであつたが、これもはっきりしなかつた。たとえば、「ご親戚に変わったかたはありませんか」とたずねると、「それはどういふことですか」と聞きなれるような調子で、自分の子どもの知能を高いと思ひこんでいた。両親が礼夫の知能が高いと思つている理由として、たとえば、(一)日常の生活が非常にきちようめんで、くつでも反対にはかない、

(二)手についた泥をはらう、(三)小さいときから自分でものを考える、(たとへば、中にもが入つたたい、こをあたえ、それから、中にもが入つていないたい、こをあたえると、下思義に思つて自分で考えているようである)(四)歌の節を早くおぼえる(文句はいわぬない)(五)よその子どもとけんかしても、ぶつたりしない、(六)三か月前から「ママ、電車、通つた」というような三語文が言えるようになった(テニオハはまだ入らない)など、いろいろの理由をあげている。(昭和三十一年)

D 幼稚園における誤診の例

東京都〇〇区の山の手の幼稚園の園長から電話がかかつて来て、「新庄卓一は知能が低く、精神薄弱児でないかと思われるが、両親が慶応の幼稚園をうけさせたいといふので、思いとどまるようにいつてきかせたところ、どうしても一応うけさせたいといふので、先生のところに行かされたから、あきらめさせてほしい」といふことであつた。

問もなく、両親と姉に連れられて卓一がやつて来たが、知能検査の結果、知能指数は百三十二であつた。そこで、相談する前に園長に電話をかけて、

知能指数が高かったことを話したところ、園長は、困ってしまい、結局、「幼稚園における卓一の態度をみるに、皆よりも行動がのろく、遊戯も緩慢である。そのうえ、引っ込み思案であるためか、幼稚園の先生は皆彼を精神薄弱児でないかと思っている。このように彼は、態度がボソツとしており、社会性がなから、幼稚舎をうけるのであったら、性格もたいせつであるので、知能は高くても、今後、態度、性格に気をつけて指導するように、またそういう面で幼稚園の先生が受験をとめたのも無理がない」というように言ってもらえたらありがたい」ということであった。(昭和二十七年)

以上の四つの例でもわかるように、行動の観察だけでは、往々知能をまちがって判断することがある。

特に、(一)長子のばあい、(二)両親の要求水準が高いばあい、(三)幼児がおしやべりのばあい、(四)幼児が超内向的であったり、無口であるばあい、(五)両親が非常に主観的感情的な性質のばあい、(六)両親が非社交的なばあい、(七)幼児が何かのおけいごとで上達しているばあい、(八)幼児が環境によって、

ませているばあい、(九)幼児が非常に器用または不器用なばあい、などはまちがいがやすい。

7 知能の生理的な診断

医学的な知能診断の方法として、気脳法があり、脳波も間接的に有効である。

A 気脳法

気脳法(側脳室像映法ともいう)とは、空気、酸素、窒素、炭酸ガスなどのガスを頭部に注入して、脳室内にある液とガスをおきかえることによって、脳の状態を知ろうとする方法であり、普通に用いられるものは空気である。

そのやり方は、腰椎穿刺に二道路活栓をそなえた装置でおこなうのが普通であるが、注射針でガスを注入してもできる。

このようにして、気脳法により、まず側脳室を撮影して、側脳室が大きくなっているかどうかをしらべることができると、この結果脳水腫は、先天的と後天的をとわらず、診断が確定する。また、脳腫瘍も診断できる。

また、脳性小児麻痺は、先天性後天性ともに、側脳室が拡張していることがあるので、気脳法は脳性小児麻痺の診断の一助となる。

つぎに、側脳室が拡大しているばあいは、それに対応して、脳の実質がうすくなるから、このことから精神薄弱を診断することができる。すなわち、ガス体が脳の実質に入ると、萎縮があるばあいは、空気がよく入るので写真をうつすと、その線がはっきり出ている。

脳が萎縮しているばあい、知能の発達が見えない。すなわち、将来の知的発達が可能かどうかしらべするために気脳法が大いに役立ち、この面ではつぎに述べる知能検査よりも決定的な診断をくだすことが可能である。

また、気脳法によって、脳の畸型をみだすことができる。たとえば、けいれん(乳児の癲癇性けいれんは知能を非常に低下させる)を頻発している乳児で、気脳法により畸型のあな(脳穿孔)をとおって、ガス体が頭蓋の下に出ていることがある。

また、大脳皮質にカルシウムが沈着すると、スタージ・ウェーバー氏病といって、原因不明の癲癇をおこすことがあるが、その発見も気脳法で可能である。ただし、これは単純撮影でもできる。

B 脳波

近時、脳から得られる週期的な電氣的变化を記録して、脳の生理を考察する方法が発達してきた。

脳波によって知能程度の測定ができないかということとは、クリーザ (Kreizer G.) その他の人々によってしばしば考えられたが、現在、一般の知能程度の診断はもとより、白痴診断も困難である。

すなわち、白痴児の脳波に特徴のあることを述べた研究もあるが、多くの研究はむしろ特徴のないことを証明してゐる。

ただし、モンゴリスムス (Mongolismus) は、他の精神薄弱児にくらべると、徐波や振幅の大きい速波などの異常波をだすことが比較的多く、前述のクリーザは、モンゴリスムスの脳波の異常の程度と知能の程度は平行するといふ。しかし、先月号で述べたようにモンゴリスムスは容貌によつても診断できるので、特にこの方法が知能の診断に有効であるといふわけではない。

なお、精神薄弱児のなかには、異常波をだす者を多くみうけるが、これは、たとえば、癲癇などのように、知能低下の原因になつた障碍があらわれる結果である。

脳波は特に癲癇の診断に非常に有効であり、スパイクが証明されるものは癲癇であることが多い。癲癇は長くつづくとかならず知能がひくくなる。また、非常にねちねちしており、非常に几帳面であるなど、性格異常があらわれるが、この性格異常もまた知能の實際のはたらしをにぶくすることがある。また授業中や知能検査のときに、短時間ボーッとしている児童があるが、このような子どもを脳波によって癲癇であることを発見して治療することが可能である。

C その他

その他の医学的な方法として、容貌の異常特に頭部や眼の異常による方法や、生理的な生育暦による方法があるが、これはすでに述べたところである。

以上述べた知能の生理的診断法は、知能障碍をみるものであつて、普通や普通以上の知能の者を見ることができないが、つぎに述べた知能検査による方法は、天才級の知能まで測定しようとするものであり、知能診断の王座を占めてゐる。

8 知能検査の地位

知能検査が知能診断において占める地位は現在非常に高い。

千九百五年にビネーが一般知能の診断を考へるまでは、もつと感覺的能力因子的な内容の検査が考えられていたが、これらの検査が知能診断にたいして占める地位は高くなかつた。また、わが国では、終戦前はその地位は高くなかつたが、戦後アメリカ流の教育がさかんになるにつれて、知能検査がさかんになつた。

現在、性格検査その他の検査が、性格その他の診断にたいして占める地位にくらべると、知能検査が知能診断にたいして占める地位は非常に高い。

たとえば、学会の研究発表などでも、研究の要素として幼児の知能程度が考えられているばあい、知能検査をおこなつていないものは、問題にならぬほどに考えられている。

しかし、現行の幼児におこなえる知能検査には、欠点や難点が考えられないわけではない。

そのおもなものとして、

一、標準化調査の不完全なことにより、知能値にバイヤスのあること(たとえば標準化

が、不明また都市偏重の検査が多い。)

二、測定の内容の理論的うらづけが不十分であること、また内容に、不満足のものが多いこと。(たとえば都会生活で経験する知識が問題の内容に多いものがある。)

三、施行の技術が、幼稚園や保育所の教職員にやや困難なこと。

四、子どもの自然性をとらえにくく、検査時の条件によって差が生じること。(たとえば言語検査において情緒や社会性の発達が不十分な幼児にこの弊害が多い。)

五、言葉によって教示するばあい、テストによって差が生じる危険があること。また採点法に曖昧なものがあり、主観によって採点結果が変化するおそれがあること。

六、練習効果のあがる内容が比較的多い。などがあげられる。

調査の結果、以上の項目のうち、二は学者が、三と四は幼稚園保育所の先生が、五と六は児童相談所のテストが、主として主張している。

以上のような欠点があるにもかかわらず、知能検査の重要性にたいする認識は、現在高上しつつあるようである。

その理由として、つぎの内容があげられる
(一) 近時児童相談や心理療法がさかんになってきたが、その基礎として知能検査の重要性が認識されてきたこと。

(二) 自由募集の小学校の入学試験や入園試験に、知能テストが使われること。(就学、就園試験は昭和二十七年頃からさかんになった)
(三) 指導要録に知能検査の結果を記録する欄があること。

(四) 近時特殊教育が問題にされはじめたが精神薄弱児の発見や診断に知能検査がたいせつなこと。

ただし、現在知能検査ブームは過ぎたという人がある。また形式的にテストをしたり、まちがった意味でテストを使っている者も少なくない。たとえば、先生から「もう知能検査は下火ではないのですか」というような言葉を、現在時折きくことがある。この言葉は、わが国の学校の教師が明治以来もった流行を追う軽薄な心理の一端をあらわすものである。すなわち、教育のなかに一種の流行があり、教師のうちのある人々は、一つの流行にたいして、熱にうかされたように大さわざするが、

(58頁につづく)

幼児の教育

第五十五卷第十一号

定価五十円

昭和三十一年十月二十五日印刷

昭和三十一年十一月 一 日

東京都文京区大塚町三五

お茶の水女子大学付属幼稚園内

編集兼 津 守 真
発行者

東京都文京区大塚町三五

お茶の水女子大学付属幼稚園内

発行所

日本幼稚園協会

東京都板橋区志村町五番地

印刷所

凸版印刷株式会社

東京都千代田区神田小川町二ノ五

発売所 株式会社 フレーベル館

振替口座東京一九六四〇番

◎本誌御購読についての御注文は発売所 フレーベル館にお願ひ致します。

も、個性がこのようなすべての子どもにも内在する全体的な構造に存するからである。

今まで知能についてみてきたことは、情意の面についても同様である。情緒においては氣質、意志においては性格という言葉によつて個人相互の差異が認められている。反応の速度と強度との差によって多血質・胆汁質・憂うつ質・粘液質によつて強い性格弱い性格の区分がなされているが、その何れにおいても、氣質的なものもしくは性格的なものを部分に分析し、その部分について数量的な差異を求めていることは、知能指数における場合と同様である。

従つてまた、たとえ氣質・性格においてより劣っているという個人差が見出されても、それによつて氣質・性格において個性的なものが否定されるべきでないことも明らかである。

否、人間の心的能力を知情意に区分して、その各々について比較考量することは、抑々その子ども全体の固有の個性を見失わせることではなからうか。我々は常に知情意等の人

間の諸能力が、その子ども固有の統一的な独自の構造において位置づけられることにより、固有のニュアンスをもった働きを営むことに注意しなくてはならない。このように考えるとき、絵の上手な子どもを保育要領が直ちに個性的なものと考へている如きは、如何なる場合に正しいであろうか。もしそれが、

単にクレパスを上手に用いるという技能的なものにおいて考へられてのものであれば、それは余りにも部分的である。勿論クレパスをもつことができないならば絵を上手にかくことはできない。然し、子どもの描画活動においてよいと考へられるものは、絵本の絵を型通りに模写する技能をもっていることではなくて、むしろその子どもが心に感じたものをありのままに表現できることにあることは周知の如くである。表現できるためには豊かに心に感ずることができねばならない。従つて豊かな感受性によつてその子どもが統一されていられるか否かが最も重要である。社会的態度にも自然の観察にも、音楽リズムにもその他その子どもの凡ゆる能力の発現において、ル

ッソーが自らを告白して、「私は考える前にまず感ずる」といつているが如き感受性が豊かに感ぜられるか否か。もしこうした全体的な理解において、そうした統一的なものを知ることができるとすれば、始めてその絵の上手な子どもを、個性的なものをもつということが出来る。

(未完)

(64頁より) しばらくするとケロリと忘れてしまい、おなじことをいつまでも根氣づよくしている教師を野暮な流行おくれのようにならべて軽んじられているといえる。

また、本年(昭和三十一年)知能検査をおこなった五十の幼稚園で、検査を施行する理由をしらべたところ、二十九校から解答を得たがそのうち十四の幼稚園(四十八パーセント)が指導要録に記入するために施行したと解答しており、それ以上の理由を示していない。また、東京都内では入学テストのための練習として知能検査をおこなう幼稚園も若干あった。